

短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕 重要事項説明書

＜令和 6 年 11 月 1 日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

＜電 話＞ 048-563-5088

＜担 当＞ 相談員 鈴木 友紀

※御不明な点は、何でもお尋ねください

2 ショートステイクわの実の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイクわの実
所在地	羽生市大字下新郷660番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕 (埼玉県 1173900059号)

(2) 施設の職員体制＜令和6年11月1日現在＞

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		施設管理全般	1名
医師		0名	1名	診療・健康管理等	1名
生活相談員 (介護支援専門員)		1名	0名	生活上の相談等 サービス計画の立案・管理等	1名
栄養士		2名	0名	栄養管理等	2名
機能訓練指導員		0名	1名	リハビリ・機能回復訓練	1名
事務職員		0名	1名	一般事務・料金請求等	1名
看護 介 護 職 員	看護師	0名	1名	医療・健康管理業務等	1名
	准看護師	2名	0名		2名
	介護福祉士	8名	2名	日常介護業務等	10名
	実務者研修修了者	1名	0名		1名
	2級・初任者研修修了	1名	0名		1名
	その他	2名	1名		3名
介助員		0名	4名		4名

(3) 施設の設備の概要

定員		10名	静養室	1室 (2床)
居室	4人部屋	2室	医務室	1室
	2人部屋	1室	食堂	1室
浴室		一般浴槽	機能訓練室	1室
		特殊浴槽	談話室	1室

3 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の内容

○入所時の利用状況の確認

事業者は入所時の利用者の状況等について把握するため、利用者または御家族から利用前の心身状況等についてお伺いします。

①利用場所：所在地 羽生市大字下新郷660番地
名称 特別養護老人ホーム くわの実

②利用可能設備等 居室：原則、定員2名から4名の居室が用意されていますが、入居の状況等により別途御相談して決めさせていただきます。
食堂、機能訓練室、医務室、面会室、浴室（一般浴槽、特殊浴槽）、その他

③食事 朝食 7:30 ~ 8:30
昼食 12:00 ~ 13:00
夕食 17:30 ~ 18:30
以上の他、湯茶等のサービスがあります。原則、食堂にておとりいただきます。

④入浴 週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。

⑤介護 御希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内移動の付き添い等

⑥機能訓練 利用者の状況に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑦生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑧健康管理 毎日簡単な健康チェックを行います。

⑨緊急時の対応 利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、御家族の方に速やかに連絡いたします。

⑩安全管理 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑪所持品等の保管 特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑫レクリエーション クラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもあります。詳しくは、その都度御説明のうえ御承諾いただきます。

⑬希望食の提供 当施設では、通常メニューのほかに希望食を御用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかる場合があります。

⑭その他のサービス
ア 通院 サービス 医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
料金別途かかる場合があります。
イ 理容 サービス 当施設では、理容サービスを実施しております。
1回 1,500円 (月2回)
ウ その他のサービス 介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受け御相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

※地域区分6級地 1単位=10.33円

	単位数	1日の介護報酬額	1日あたりの自己負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	451	4,658円	466円	932円	1,398円
要支援2	561	5,795円	580円	1,159円	1,739円
要介護1	603	6,228円	623円	1,246円	1,869円
要介護2	672	6,941円	695円	1,389円	2,083円
要介護3	745	7,695円	770円	1,539円	2,309円
要介護4	815	8,418円	842円	1,684円	2,526円
要介護5	884	9,131円	914円	1,827円	2,740円

② 加算等

	単位数	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
送迎加算	184	190円	380円	570円
サービス提供体制強化加算（I）	22	23円	46円	69円
介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数の14.0%を加算			

(2) その他の料金

① 食費 ※ 1日あたり 1,445円

② 滞在費 ※ 1日あたり 915円

③ その他 希望食、行事参加費、通院サービス費、理容費等は、別途料金がかかります。

所得に応じて、④ 食費、⑤ 滞在費の負担限度額が設けられ、負担が軽減されます。交付された「介護保険負担限度額認定証」をご提示いただくことにより、下記の料金負担となります。

利用者負担段階	④ 食費	⑤ 滞在費
第3段階②	1,300円	430円
第3段階①	1,000円	430円
第2段階	600円	430円
第1段階	300円	0円

(3) キャンセル料

利用開始前に利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日17時までに御連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日17時までに御連絡がなかった場合	1日の利用料の50%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎月7日までに請求書を作成し、前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。御利用期間決定後、契約を締結いたします。

御利用の予約は、2ヶ月前からできます。「居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を御利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者が死亡した場合……死亡した日の翌日

③ その他

以下の場合、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合
- ・利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

7 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。

なお、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 苦情・ハラスメント処理

サービスの提供に係る利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

9 非常災害対策

- ・防災設備 火災通報装置、スプリンクラー、消火栓、消火器の設置
- ・防災訓練 夜間想定を含めた避難訓練の実施、消火訓練 等
- ・防火責任者 施設長 櫻井 義彦

10 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.2 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他必要な事項を記録します。職員に対する身体拘束等の適正化を図るため委員会を設置し、研修を定期的に実施します。

1.3 その他運営についての留意事項

職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を防止するための方針の明確化等の措置を講じます。

1.4 施設サービスの第三者評価の実施状況

※ 令和5年度は未実施。

1.5 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：048-563-5088
(受付時間：9時から18時)

責任者： 施設長 櫻井 義彦
担当者： 相談員 鈴木 友紀

☆当事業所以外に、県、市町村の相談・苦情窓口等に相談する事ができます☆

<羽生市 高齢介護課>

電話番号：048-561-1121 (内線 164~167)

<行田市 高齢者福祉課>

電話番号：048-556-1111

<加須市 高齢介護課>

電話番号：0480-62-1111

<埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課>

電話番号：048-824-2568 (苦情相談専用)

<第三者委員>

評議員 永澤 初江 電話 048-565-2673

評議員 小林 静子 電話 048-565-1040

1.6 当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 羽生福祉会
代表者氏名・役職	理事長 櫻井 義彦
本事業者所在地	羽生市大字下新郷660番地
本事業者電話番号	048-563-5088
営業所数等	短期入所生活介護 1カ所
	介護老人福祉施設 1カ所
	通所介護 1カ所
	訪問介護 1カ所
	居宅介護支援 1カ所
	ケアハウス 1カ所
	児童養護施設 1カ所
	ファミリーホーム 1カ所
	乳児院 1カ所